

平成 13 年度ダイオキシン類特別措置法施行状況 環境省



環境省は、都道府県及び政令市からの報告に基づき、平成 13 年度のダイオキシン類対策特別措置法の施行状況をとりとめました。

とりまとめによると、平成 14 年 3 月 31 日現在、法の対象となる特定施設数は大気基準適用施設が 18,315 施設（事業所数 14,205）、水質基準適用施設が 4,253 施設（事業所数 2,343）でした。このうち大気基準適用施設の 94.8%が廃棄物焼却施設で、水質基準適用施設では「廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設」に分類できるものが 85.5%を占めていました。

また、平成 13 年度の間に入立検査を行った件数は全国で大気関係 14,367 件、水質関係 2,189 件でした。このうち排出基準超過が見つかったのは、大気関係 12 件、水質関係 4 件で、施設設置者に対して法に基づく命令が発令されました。また、法に基づく命令以外で特定施設設置者に対して指導が行われた件数は、大気関係で口頭・文書を合わせて 14,630 件、水質関係で同じく 568 件にのぼりました。

なお、立入検査以外でも都道府県・政令市による測定や事業者による自主測定により、大気関係 89 件、水質関係 7 件で基準超過が判明し、うち大気関係 12 件、水質関係 4 件について命令措置がとられましたが、罰則を適用する事例はありませんでした。

資料： 環境省 報道発表資料 平成 14 年 12 月 6 日付

クロマト研究課 田沼 祐樹

- | | |
|----------------------|--------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 製品開発・品質管理に伴う化学分析 |
| 2 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 6 トータルサニテーション管理 |
| 3 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 7 微生物に関する試験・調査 |
| 4 労働衛生管理に伴う作業環境測定 | 8 依託試験・研究・開発 |

